

議事日程第4号

令和3年9月24日（金曜日） 午前10時05分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

日程第3 議案の審議及び採決 7件

議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 財産の取得について

発議第1号 こども庁の設置を求める意見書

発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書

議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 可児 英治
建設課長 中村 治彦	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第49号を議題として上程し、提案理由の
説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、朗読を省略し、説明
を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について御説明いた
します。

補正予算書つづりをおめくりいただき、ピンク色の表紙の裏面1ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1,285万円を追加し、歳入歳出予算の総
額を86億849万4,000円とする旨、規定しております。

歳入の補正について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

款13分担金及び負担金、目02災害復旧費分担金は、8月の豪雨により津橋川河川内の堤外水

路の一部が崩れたことに伴う災害復旧工事に係る受益者分担金78万7,000円の増額。

款15国庫支出金、目03衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金260万円の増額。

目06災害復旧費国庫補助金は、津橋川豪雨災害に伴う災害復旧工事に対する国庫補助金292万5,000円の増額です。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整となります。

続いて6ページを御覧ください。

歳出です。

款04衛生費、目02予防費、節12委託料は、新型コロナウイルスワクチン個別接種業務委託料を補助金へ組み替える420万円の減額。節18負担金、補助及び交付金は、委託料から補助金への組替え420万円と、実施件数の増に伴う260万円の合計680万円の増額です。

款11災害復旧費、目01耕地災害復旧費、節12委託料は、津橋川豪雨災害に伴う水路復旧工事のための災害査定設計書作成業務25万円の増額です。

節14工事請負費、町単災害復旧工事費は、9月2日の豪雨により前沢ため池の堤体の一部が崩落したことに伴う復旧工事費550万円の増額、公共災害復旧工事費は、津橋川豪雨災害に伴う水路復旧工事費450万円の増額です。

以上で、議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時15分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第48号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

発議第1号 こども庁の設置を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 こども庁の設置を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から第6号までの計6件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました6件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告していただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上3件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは報告をさせていただきます。

ピンク色の委員会付託事件審査報告書の1ページをお願いいたします。

令和3年9月17日、御嵩町議会議長 高山由行殿。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和3年第3回定例会の9月10日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

1. 審査実施日、令和3年9月16日、木曜日。

審査事件名、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおりに適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査いたしました。

認定第1号の審査では、民生文教常任委員会所管部分について、民生文教常任委員会委員長から審査の報告を受け、当委員会において審査を行いました。

審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第5号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

なお、一般会計決算のうち、民生文教常任委員会の所管部分につきましては2ページ目から

になりますが、9月15日付で総務建設常任委員会委員長宛てに報告書が提出されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず最初に、認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和2年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和2年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和2年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

それでは御報告させていただきます。

委員会付託事件審査報告書の4ページをお願いいたします。

令和3年9月15日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。
民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和3年第3回定例会の9月10日において、本委員会に付託をされた事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和3年9月14日、火曜日。
2. 審査事件名、認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおりに適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。
4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。
認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。
認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

以上でございます。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

続きまして、認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（高山由行君）

認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長期間にわたり、第3回定例会、このように全ての議案を議了していただきました。

特に9月の定例会というのは、いわゆる予算主義の行政において決算の審査ということで、私はむしろそちらのほうが大切だということを思っておりますけれども、全てきちんとした処理をしていることを議会にお認め願ったということ、本当にありがたいことだと思っております。

浪費をしないようにというようなことで、かなり長い間言ってきているわけですが、だんだんだんだんそういうものも慣れてくると、ちょっと忘れるようなこともあるということが起きることもありますので、やはりしっかりと数字を大切にしていこうという行政にしていきたいというふうに思います。

現在はコロナ禍であり、コロナの予算というのは突然来るとか、非常に大きな予算が一気に下りるとかそういうことがありますので、行政のほうとしては担当者たちはそこで頭を悩ませるということがございますし、子供たちが通う学校や保育園・幼稚園に発症者がいると、全て閉じてしまわなければいけないという事態にもつながりますので、本当に日々心配しながら生活をしているというところであります。

感染者が確認されますと、午後3時から5時までの間に、私の携帯のほうに、何人であらかたの情報ということで伝えられます。しばらくの間なかったわけですが、昨日は2人感染者が出たということであります。家族が1人感染すると、家族全滅というパターンが最近の傾向かなというふうに思っております。

コロナにかこつけて、できる限り前倒しでできることは前倒しにしていきたいと、実現していきたいというふうには思っておりますけれども、なかなか対応力といいますか、通常の仕事をしながらの対応になりますので、職員たちは頑張ってくれていると思っておりますけれども、まだまだ要求したいことはたくさんございます。

また、これで今月終わりには新総裁、総理が決まるということになりますけれど、私は菅総理はそんなに仕事をしてないわけではないというふうに思っていました。

総理の一声というのはすごいものだなと思いましたのは、ワクチン接種の高齢者の部分を7月いっぱい終わらせるとおっしゃってから、本当に実現したということです。御嵩町では、8月10日近くまでかかるという試算をしてスケジュールを組んでおりましたし、ほかの自治体では8月いっぱいとか、9月にずれ込むというようなそんな報告もされていたと。それが、総理の一声で7月いっぱい何とか医師会もできるような体制をつくっていただけたということで、総理の一声というのはこんなに威力があるのかということに改めて感じたところでありますけれど、いろんなことが実現したこともありますけれど、発信力というか皆さんの心を打つような発言がなかったという、それだけのことかなというふうに思っております。

そしてその後、総選挙ということに流れとしてはなっていくわけですが、このコロナ禍で各立候補者陣営がどんな個人演説会やどんな選挙運動をされるのか、非常にある意味参考にできることになるんじゃないのかなと。イベントをやると感染が拡大するというのが大体のデータで分かっていることでありますけれど、選挙というのは人の数の問題ですので、どうやって浸透させていくのかということは、非常に我々選挙で選ばれる人間としては、興味深い選挙になるんじゃないのかなということを感じております。

それを見据えた上で、皆さんを驚かせましたが、押山の美佐野工区の土についての方向性を示させていただきました。当然、町民への説明は私も常にしていく、これは責任だと思っておりますので、スケジュールのほうを組んでまいりたいというふうに思います。

1月、年が明けますと、第3回目の接種ということも言われておりますので、そうした流れをきちんと受け止めて行政運営をしていきたいというふうに思っておりますので、皆さんの御協力もいただきながら、まずは自分が健康であること、これを前提として仕事をしてまいりたいと思いますし、議員の皆さんにもしっかりと気をつけになって、季節の変わり目から非常に体調も優れないということもありますので、体調の維持をしていただいて議員活動に励んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします、私の本定例会のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして令和3年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前10時44分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男